

年金受給者金利優遇定期預金
「だいとうブラチナ年金定期預金」規定

1. [預入資格]

年金受給者金利優遇定期預金「だいとうブラチナ年金定期預金」(以下「この預金」といいます。)は、当行において、国民年金、厚生年金、各種共済年金および隔月に入金となる企業年金等(以下、合わせて「年金」といいます。)の受取をされているお客様がお預入れできます。

2. [取扱店舗]

この預金の預入れおよび支払いは、年金の受取を指定している店舗のみのお取扱いとします。

3. [お預入れ限度額]

預入資格のあるお客様お一人につき、当行所定のお預入れ限度額とします。

4. [お預入れ預金種類および預金名義]

(1)この預金は、証書式又は通帳式(総合口座を除く)の期間1年の自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期預金1年もの」といいます。)とします。

(2)自動継続扱いでの、お取扱いはいたしません。

(3)この預金の名義は、年金受取をされているお客様の名義に限りです。

5. [少額貯蓄非課税制度(マル優)の利用]

この預金は、少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。

6. [適用利率]

この預金の利率は、第1条に掲げる年金をこの預金の預入期間を通じて当行で受取る場合、この預金の取扱期間内における当行所定の利率とします。

7. [預金の支払期日]

この預金は、証書又は通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

8. [利息]

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書又は通帳記載の利率(「約定利率」)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(「期限前解約利息」)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

《2024年7月1日以降に預入された定期預金》

A. 6ヵ月未満 約定利率×5%

B. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%

《2024年6月30日以前に預入された定期預金》

A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%

以上

株式会社 大東銀行(2024/07/01)